

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特殊車両の通行許可		
根拠法令 及び条項	道路法第47条の2 車両制限令第15条		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 1 申請車両の幅員と申請経路上の狭小道路幅員箇所を比較し、通行の可否を判断する。 2 現地調査等によって道路の構造、交通状況等をもとに通行の可否を判断する。 3 橋の耐荷力、トンネル等の構造物の高さから通行の可否を判断する。 4 交差点部等の曲線部に関しては、軌跡図等の資料から通行の可否を判断する。 5 上記内容を確認し、許可条件を付す必要があるか判断する。		
審査基準 設定年月日	平成 6 年 1 0 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
標準処理期間	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（2 0 日【他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く】） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成 6 年 1 0 月 1 日	標準処理期間 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。